

表彰選考委員会の選考対象及び関連各賞

平成22(2010)年7月20日

表彰主管団体	表彰選考委員会の選考対象及び関連各賞とその概要	予定推薦提出期限
都臨技表彰	東京都臨床検査技師会表彰規程 いずれも推薦時及び表彰時も会員であること。	当年度2月末
1 名誉会員表彰	表彰規程 第4条第1号及び第2号	
2 功労者表彰	同 第5条第1号から第4号まで	
3 永年会員表彰	同 第6条第1号及び第2号	
4 永年幹事表彰	同 第7条	
5 学術業績者表彰	同 第8条第1号及び第2号	
6 特別表彰	同 第9条	
日臨技表彰	日本臨床衛生検査技師会表彰事業規定。いずれも推薦時会員であること。	当年1月初旬
1 永年職務精励賞	表彰事業規定 第4条：通算して25年以上の正会員で、表彰年4月1日で50歳以上の者。	
2 日臨技有功賞 1) 会長賞	表彰事業規定 第5条：顕著な功績を有し通算して25年以上の正会員で表彰年4月1日で50歳以上の者	
2) 功労賞	表彰事業規定 第6条第1号及び第2号：表彰年4月1日で満60歳以上で日臨技役員及び地区技師会役員経歴が通算10年以上を有し現役員でない者。ただし日臨技役員経歴は3期以上とする。要永年職務精励賞受賞	前年度関東甲信学会時理事会まで
3) 特別賞	表彰事業規定 第7条第1項及び第2項：表彰委員会が必要と認めた者で、日臨技会員で個人あるいは法人、国際交流における海外技師会員	
3 日臨技学術奨励賞 1) 優秀論文賞	表彰事業規定 第8条第1項から第3項まで：表彰日前年の会誌「医学検査」第1号から第12号までに掲載された論文で その対象論文が複数年にわたるときは完結の年をもって対象とし、「医学検査」投稿規定による原著、研究、症例、資料、機器・試薬の範囲の優秀論文中1編を「最優秀論文賞」とする。	
2) 優秀演題賞	表彰事業規定 第9条第1項及び第2項：前年の医学検査学会で発表された演題で、優秀な演題のうち1編を「最優秀演題賞」とする。	
4 日韓交流功労賞	表彰事業規定 第10条 大韓臨床病理士会との交流で顕著な功労の認められる者	都臨技の関与なし
官公庁表彰		
1 叙勲	別表参照 春秋2回	前年の7月、1月
2 褒章	別表参照 春秋2回	前年の7月、1月
3 厚生労働大臣表彰	臨床検査・衛生検査業務の発展向上に顕著な功績のあった者で、技師会の理事以上の役員年数が10年以上の者、又は臨床検査・衛生検査に関する業務歴が免許取得後20年以上の者。該当年で50歳以上であること。5年ごとに行う。中央表彰及び都道府県經由表彰。日臨技で最終選考。	日臨技から連絡

4 東京都功労者表彰（都知事）	<p>1 福祉・医療・衛生功労 社会福祉分野 会長歴15年、理事（監事）は20年以上。1年につき会長は1.7、理事（監事）は1.3 を乗ずる。</p> <p>2 労働精励 保健衛生関係の職務に精励し、保健衛生分野 保健衛生の向上に尽力し功績顕著な50歳以上で、危険度の高い業務・一般に人の好まない苦労の多い業務に20年以上従事した者（詳細は募集特別紙で掲載）。</p>	当年4月上旬
-----------------	--	--------

関連団体表彰	表彰選考委員会の選考対象及び関連各賞	予定推薦提出期限
1 小島三郎記念技術賞	臨床・衛生検査領域において優れた検査方法・術式の考案改良を行い検査技術の普及発展に功績のあった者	当年2月中旬
2 福見秀雄賞	臨床・衛生検査領域に半生を捧げ、技術の開発、向上に努力し、かつ後進の指導育成に貢献のあった者	当年2月中旬
3 黒住医学研究振興財団研究助成事業	<p>臨床検査、衛生検査及びこれらにかかわる基礎医学に関する調査並びに研究で、より優れた学術研究・業績を助成事業の対象とし、若手の育成を主眼とする。対象の領域で調査・研究に積極的に取り組んでいる個人及び団体。</p> <p>対象領域： 臨床化学 分子生物学（医学） 臨床微生物学 臨床免疫学（臨床検査・衛生検査についての集団を扱う研究）</p> <p>学 臨床血液学 人体病理学) の7領域</p>	当年6月下旬
4 保健文化賞（第一生命保険）	保健衛生（関連する福祉等を含む）分野で国内外で従事し10年以上あり50歳以上の個人及び団体で、過去10年以内に叙勲・褒章を受章していないこと。国・都道府県・指定都市等の本庁職員、特別公務員及びこれに準ずる職種は対象外とする（詳細は募集特別紙）。	当選6月下旬
5 公益信託臨床検査医学研究振興基金研究奨励金	臨床検査医学及び臨床検査分野において活躍し、学術的貢献の期待が大きいと認められる若手研究者に研究奨励金を贈り、将来に向けて若手研究者を育成することを目的。この基金の目的に沿う応募締切日に満50歳以下の者で、教授、病院・研究所等の部長職以上の者を除き、過去においてこの基金の研究奨励金を受けていない助成金は100万円以下。	当年6月中旬
6 公益信託臨床検査医学研究振興基金「藤田光一郎賞」	臨床検査医学を専攻し、臨床検査室に永年にわたり専従し、特に臨床検査室の管理運営（laboratory management）分野において研究、創意、工夫、質改善等に関して顕著な成果を挙げた者とする。原則として、定年退職後その業績が確立した時点で授与する。	当年6月中旬
7 緒方富雄賞	<p>1 臨床検査技師あるいは衛生検査技師であること</p> <p>2 臨床検査医学に関係のある論文、著書あるいは講演の内容が学術的に高度なものであること</p> <p>3 臨床検査医学の技術面で顕著な業績をあげ、かつその進歩発展に大いに寄与したものであること</p> <p>4 一級臨床検査士の資格を有することが望ましい</p>	当年6月中旬～7月中旬
8 医療功労賞（読売新聞社）	困難な環境下か専門分野で15年以上献身的に職務に励んで功績をあげた医療従事者で、現在も医療業務に従事している、過去に叙勲・褒章、厚生労働大臣表彰を受けていない50歳以上の者（詳細は募集特別紙）	当年7月下旬
9 加藤勝也賞（名古屋公衆衛生研）	予防医学の集団検診分野における検査技術の開発とその普及発展に多大な貢献をした技師・グループ	当年11月下旬

平成22年度（第18回）黒住医学研究振興財団研究助成事業募集対象領域の標榜が変更になった。

（作成：吉田 陸）

別 表

叙勲・褒章の推薦基準

平成22(2010)年7月15日

叙	勲	原則として東京都知事表彰又は厚生労働大臣表彰を受彰した者。ただし大学附属病院等の経歴は厚生労働省の対象とならない。
	類	70歳以上。厚生労働省関係で叙勲上の評価対象となっている団体で、都道府県の理事歴10年以上の者 (原則として副会長以上の経験者)
	類 1	55歳以上。著しく危険性の高い業務に精励した者、又は著しく危険性の高い環境において業務に精励した者 ハンセン病、結核療養所、精神療養所、感染症指定医療機関(伝染病又は一般病院の伝染病棟)、若しくは 精神科病棟など勤務の看護師20年以上、看護助手、理学・作業療法技術職員など25年以上の者
	類 2	病院、療養所、研究所等に20年以上従事した臨床検査技師、衛生検査技師等
褒	章	原則として東京都知事賞表彰又は厚生労働大臣表彰を受彰していること。原則、現職者であること。
	黄 綬 褒 章	55歳以上。業務歴30年以上で、民衆の模範と認められる者で、大臣又は都道府県知事表彰歴のある者 苦の多い分野の業務に20年以上従事した者(感染症、精神病院において従事する看護師、保清夫等)
	藍 綬 褒 章	55歳以上65歳以下。全国の団体役員歴15年以上、都道府県団体の役員歴20年以上で更に会長歴3年以上の者

注 意

- 1 藍綬褒章又は黄綬褒章の受章者は、受章から5年経過しなければ叙勲候補者として推薦できない。
- 2 過去に黄綬褒章を受章した者は、経過年数のいかんにかかわらず叙勲 類候補者として推薦できない。

(作成 吉田 陞)

~~~~~  
表彰選考委員会からのお願い

各賞推薦書の提出予定期限を記載していますが、賞によって推薦書類の作成に時間を要するものもあります。このことから、各賞に記載している「予定推薦提出期限」の2か月前までに、都臨技へ推薦してください。また、提出期限が過ぎた場合は、次年度の推薦準備に備えて、履歴・研究歴・文献等を整理しておかれるよう、お勧めしています。

